

岩手県告示第 443 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項に基づき、平成 20 年度において岩手県が発注する建設工事の請負契約（地方公営企業に係る契約を除く。）に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「特定調達契約に係る一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等を次のとおり定めた。

平成 20 年 6 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 建設工事の種類

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 電気工事
- (4) 管工事

2 特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査の結果に係る総合評定値が、次の表の左欄に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる点数以上であること。

建設工事の種類	総合評定値
土木一式工事	850 点
建築一式工事	800 点
電気工事	800 点
管工事	750 点

3 資格審査の申請の方法

(1) 申請に必要な書類

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 添付書類

(ア) 営業所一覧表

(イ) 工事経歴書

(ウ) 申請をする日の直前に受けた建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の 4 に規定する通知書の写し

(2) 一般競争入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）の作成に用いる言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(3) 申請書類の交付場所及び提出場所並びに問い合わせ先 郵便番号 020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県県土整備部建設技術振興課建設業振興担当 電話番号 019-629-5954（申請書類は、原則として岩手県県土整備部建設技術振興課のホームページに掲載したものをダウンロードすることにより交付する。なお、郵送による申請書類の交付を希望する者は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量 150g に見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。）

(4) 申請書類の提出方法 (3)の提出場所に直接持参するか又は郵送すること。

(5) 申請書類の受付期間 特定調達契約に係る一般競争入札の公告があった日から当該公告で定める提出期限とする日まで（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第 1 号）に規定する県の休日を除く。）